

令和 7 年 1 月 10 日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和 7 年 1 月 10 日 (金)
15 時 54 分 ~ 17 時 06 分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室 (2 階)
- 3 議 事 同意第 1 号 小矢部市農業委員会委員の辞任について
議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 4 件
議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 2 件
議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 3 件
議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画の制定について
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出
2) 業務報告・予定
3) その他連絡事項

出席委員 18 名

1 番 田 悟 敏 子	10 番 山 崎 外 喜 雄
2 番 三 輪 和 雄	11 番 和 田 由 美 子
3 番 吉 江 秀 一	12 番 渋 谷 達 也
4 番 石 丸 正 明	13 番 西 村 一 成
5 番 宮 西 勝 昇	16 番 山 本 克 博
6 番 加 賀 谷 良 雄	17 番 大 浦 正
7 番 木 村 鉄 雄	18 番 福 原 智 子
8 番 唐 島 隆 夫	19 番 水 上 龍 二
9 番 加 藤 裕	20 番 山 口 誠 一

欠席委員 14 番 中 田 栄 信 15 番 高 橋 賢 治

令和 7 年 1 月 10 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さん明けましておめでとうございます。昨年も色々と農業委員会の業務にご協力いただきまして誠にありがとうございます。本年もまた一つよろしくお願ひしたいと思ひます。 時間より少し前ですがけれども、出席予定の委員の皆さんお揃いですので、ただいまから 1 月の総会を開催したいと思ひます。欠席委員さんについては、中田委員さんと高橋委員さん、というふうに伺っております。出席委員は 18 名ということで、定足数、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしております。 今年に入りまして、この 3 月末で小矢部市の地域計画が全地区策定されるというような流れになっておりまして、来年度と言ひますか 4 月以降は当農業委員会についてでも地域計画の達成に向けて、色々と耕作なり集積等について皆さんのお力をお借りして進めていかなければならない年になってきたのかなというふうに感じております。そういったような中で、皆さん方のご健康とご多幸を切に祈念するものであります。 本日の総会にあたりまして、議事録署名委員を指名いたします。1 番の田悟委員さんと 20 番の山口委員さんをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○同意第 1 号 「小矢部市農業委員会委員の辞任について」 ○議案第 23 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 4 件 ○議案第 24 号 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」計 2 件 ○議案第 25 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請について」計 3 件 ○議案第 26 号 「農用地利用集積等促進計画の制定について」 以上、5 件の付議議案となっております。 それでは、同意第 1 号「小矢部市農業委員会委員の辞任について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	同意第 1 号「小矢部市農業委員会委員の辞任について」ご説明します。別冊となっております同意議案書をご覧ください。

	＜説明＞
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	よろしいでしょうか。無いようですので、「異議なし」として同意第1号については辞任を「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、同意第1号については辞任を「承認」といたします。 続きまして、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。 受付番号17番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は34筆で、合計面積は4,505.3㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1ページから9ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号17番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	すみません、この件につきましては、資料をいただいておりますので現地調査は行っておりません。
事務局	郵送で調査依頼は届いておりませんでしたか。
〇〇委員	いや、受け取っていません。

〇〇委員	再度調査して、来月議案審議するとなると何か問題あるんですか。
事務局	所有権の移転が遅れるだけとなります。
〇〇委員	書類が届いてないという話ですから、もう一回書類を届けて、来月審議したらいいのではないですか。
事務局	それでは来月にもう一度、議案提出からさせていただきます。
会長	ではただいまの件については、今月は保留ということにさせていただきます、来月にもう一度審議を行うということでよろしいですか。
全委員	はい。
会長	ではそういうことで事務局お願いいたします。 それでは、受付番号18番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号18番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は166㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん外2名です。位置図については、10ページから11ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	はい、受付番号18番のこの件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	はい、ご報告申し上げます。 この地域は50年ぐらい前に宅地造成された地域でありまして、私はそこに、畑でありますけれども農地が残っているとは当初思っておりませんでした。住宅造成地の中にまだ農地が残っているんだと再認識したような恰好でございます。

	今回、〇〇さんから〇〇さんへ売買ということでございまして、〇〇さんに確認しましたところ、〇〇さんの家族構成は旦那さんとお二人で、お子様が残念ながらいらっしやいませんでした。それで、将来的には何かしようと思っておられるんですかと聞いたところ、子供もおらんもんやから、あくまで畑として作物を耕作していくことしか今考えていないということをおっしゃられました。 奥さんが今度地権者になられるわけなんですけど、奥さんは公務員ということ、それからご主人は農業法人に行っておられると、で、どこへ行っておられるんですかとお聞きすると、〇〇へ行つとると、今回は当初あまり乗り気ではなかったんだけど、〇〇さんの方から何とかならんかと、〇〇さんの方も年齢的にもいっておるし若い人は今地元におらんしということで、それなら家族だけ食べる野菜なら作ろうかということで、商談をしたということであります。 機械とかそういうものに関しては、若干自分でやるくらいのも的是お持ちですけども、いざとなれば農業法人の方からちょっとした機械ぐらいは持ってきてやれるということもおっしゃられまして、将来的な構想は何もないけど、とりあえず家の横の地面を畑にして耕作しようかなということでございます。 まあ長い間に今の住宅地もそのままになっていたということなんですけれども、宅地に今変える気も無いし、農地としてやっていきたいという考えでございましたので、何とか皆さんのご承認をいただいて許可をいただけたらなと思っております。以上でございます。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	〇〇さんはおいくつなんですか。
〇〇委員	57歳。旦那さんが1、2歳若かったかな。〇〇さんはちなみにもう90、若い人はこっちにおられんで〇〇におられるということで。
会長	いかがでしょうか。受付番号18番について、質問が無いようですので、受付番号19番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号19番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は6筆で、合計面積は10,494㎡となっております。譲受人

	が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、12ページから16ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号19番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	ではご報告いたします。 譲渡人〇〇さん、大学卒業してすぐに〇〇の方に出られて、実際にこちらの方には全く住んでおられません。で、家の方にはお母さんが住んでおられたんですが、もう10年余り前に亡くなってその後で正式に相続の手続きをされたということらしいです。それまで田んぼについては、この今の譲受人の方以外の方が耕作していたんですが、その方も年を取って辞められて、今の現在の〇〇さんがこの10年くらいずっと耕作しているという形になっています。 で、譲渡人の〇〇さん79歳でして、もうそろそろ身の回りを整理していきたいということで、耕作してもらっている〇〇さんの方にあと受取ってくれんかということで話があって、分かりましたよと、まあ今まで耕作しているという経緯もありますので、農地の維持については現状問題無いというふうに思っています。 〇〇さんももう既に71歳ぐらいなりまして、今この農地を含めて全部で3丁8反くらいかな、耕作をされています。まあ当分の間は多分大丈夫だろうというふうには思っていますが、最終的に、できるまでやっちゃ、という言い方でしたので、最後はもうちょっと近隣の大きな中核農家の方にまた耕作権自身は移転されるのかなというふうには思いますが、まあ作れる間は作りたいということでおっしゃっていました。ということですので特に今回につきましては耕作については問題無いというふうに思っておりますので、ご承認いただきたいなというふうに思っております。以上です。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。

〇〇委員	この〇〇さんといったら個人でやっておられるんですか。
〇〇委員	個人です。
〇〇委員	他人事ながらこれだけの面積3丁8反ですね、これ4丁なんぼになるんやね、5丁か、これを耕作するとなると。
〇〇委員	いえいえ、これを入れてです。今までずっとそれ作っていたので。
〇〇委員	トータル3丁8反になるのか。
〇〇委員	トータル3丁8反のままで、作る耕作面積自身は変わらないです。
〇〇委員	71ですよ、3丁8反か大変やな。他人事ながらどっかにくっついた方がいいような気がするけど。
〇〇委員	今、実際には本人は他のところで働きながら空いた時間で田んぼをしているというような状態です。
会長	他にございませんでしょうか。受付番号19番について、質問が無いようですので、受付番号20番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号20番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は16筆で、合計面積は2,552㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、17ページから19ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件等、許可条件を満たしているものであります。以上です。
会長	それでは、受付番号20番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いします。

〇〇委員	ご報告申し上げます。 今事務局からありましたように譲受人は〇〇さん、譲渡人は〇〇さんということです。 まあ筆数はたくさんあるんですが、現状はそれなりの大きさの田んぼになっておるところです。場所は何というところかな、〇〇とか〇〇さんとかあるところから少し上がりかけのところですよ。 で、〇〇さんにつきましては、確か2年程前だったかな、自宅の横の土地の売買で果樹を植えるとかいうことで、お話しておりましたけども、その一環でまた今回、買われる売買されるということでもあります。 そういうことですから米、田作になるかどうかまでは定かじゃありませんけども、農地としてやられるということなので、よろしくお願いします。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	もともと何年か前、私近所、近くが山なので、よく行く道なんですけど、元々あそこって基盤整備されたか何かで大きい田んぼに、この画のような田んぼになっているので、そのまま現状維持みたいな感じですよ。
事務局	個人施工か何かでされたんじゃないかなと思いますけど。
〇〇委員	基盤整備というか田んぼを大きくされて、〇〇さんの田んぼやと私聞いていたので、〇〇さんのかと思ったらそうじゃなくて、〇〇さんの田んぼやったんやね。で、今それを売買されるということ。もともと〇〇さん作っておられたんじゃないかな。
会長	では、議案第23号「農地法第3条の規定による許可申請について」〇〇の1件を除き、〇〇の計3件について「異議なし」として「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし

会長	それでは「異議なし」として、議案第23号については「承認」といたします。 続きまして、議案第24号「農地法第4条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	議案第24号の「農地法第4条の規定による許可申請について」 ご説明します。議案書2ページをご覧ください。 受付番号3番は、申請人が〇〇さんとなっており、対象の農地は1筆で面積が95㎡です。これは駐車場整備のため転用を行おうとするものであり、位置図については、20ページから24ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、第3種農地に該当しており、『原則許可』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号3番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	この〇〇さんという方の田んぼのところなんですが、この申請地という赤いマークしてありますが、その右側の方にある、家と書いてございますが、これが〇〇さんの住宅なんですが、去年の1月1日の地震で、家そのものが非常に損傷を受けられたということで、10月か11月かに撤去して更地になっております。 それで、この申請地というふうに書いてある赤いところの、ちょっと上のところ、畑のマークが書いてありますが、そこの1筆だけが一応農地です。田んぼを作っておられます。ということで、農地がほとんど無いエリアなんですが、そこでこの宅地と95㎡の農地を駐車場にして、〇〇に駐車場として貸したいという、そういう申請であります。 この周辺はいろいろな施設が建設されておりまして、駐車場にしたいという申し入れであります。 それで、最後に残っている一筆の田んぼには水は入る、そういうことになっていますし、今これずっと駐車場にすると排水が流れて来るわけですが、まあ勾配はあるから流れていくということで、もう全然田んぼもないところなので、中々こういう細長いのを作るのも大変だ

	ということで、少し盛土して畑をやっておられたようですが、先程の畑のマークのところは、きちっと田んぼはしてありました。ということで、許可してあげていい案件じゃないかなというふうに、私は判断いたしました。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
〇〇委員	最終的には家を壊した跡も全部駐車場にするという形ですね。
〇〇委員	そうです。家と田んぼと併せてやるということです。
会長	よろしいでしょうか。それでは受付番号3番については、質問が無いようですので、受付番号4番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号4番は、申請人が〇〇さんとなっており、対象の農地は2筆で合計面積が399㎡です。これは宅地拡張・進入路整備のため転用を行おうとするものであり、位置図については、25ページから27ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設拡張』及び『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	はい、この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号4番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	調査報告申し上げます。 申請者、〇〇様65歳、今回334番地、339番地の形で、宅地拡張と進入路ということでございます。経緯を確認しましたところ、今回〇〇様のところで、見ていただければあれなんです、27ページの住宅ですね、こちらの方をリフォームするということで計画に入ったところ、以前、昭和50年の土地改良事業ですね、お父様の時代らしいんですが、見ていただいた後ろの方ですね、そちらの方が田という形で登記がそのままになっていたと。というところで経緯は昭和55年に車庫

	と、平成19年に住宅の増築をされていたわけなんですけど、今回リフォームにあたって調査をしたら、田ということで変更したいというお話でございました。 それと併せて339番地ですね、26ページ見ていただければ分かるんですが、公衆用道路111番、これ〇〇さんのところの正面の道路なんですけど、概況地図等も含めてなんですけど、公衆用道路ですが、〇〇さんそこへ入る道路で、道幅も狭くですね、車のUターンですとかいろいろな形で交通事情に悪いというふうなことで今回ですね、畑の方を併せて進入路という形にして転用をしたいというお話でございました。 特に問題ないかと思いますので、ご承認の程よろしくお願いいたします。
会長	ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第24号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第24号については「承認」といたします。 続いて、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明願います。
事務局	議案第25号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書3ページをご覧ください。 受付番号10番は、所有権の移転ということで、譲渡人が〇〇さんで譲受人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が238㎡となっており、〇〇敷地のため転用を行おうとするものです。位置図については、28ページから31ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設拡張』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 つづきまして、現地調査をしていただきました〇〇委員さんが欠席となっておりますが、現地調査報告書をいただいておりますので、私のほうから代読させていただきます。

	＜調査報告＞
会長	この件について、ご質問等ございますでしょうか。
会長	無いようですので、受付番号11番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号11番は、使用貸借権の設定ということで、貸人が〇〇さんで借人が〇〇さんです。対象の農地は1筆で面積が1,646㎡となっており、工場、事務所及び駐車場用地のため転用を行おうとするものです。位置図については、32ページから36ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『既存施設拡張』及び『集落接続』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	それでは、この件につきまして、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号11番について、調査報告をお願いします。
〇〇委員	それでは報告いたします。 譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さんに聞いてまいりました。田んぼ1646㎡を工場事務所及び駐車場として転用し使用貸借権を設定します。既存工場施設内は工場、倉庫として使用しておりますが、工場、事務所の新築場所や駐車場等が無いために、今回の転用となりました。期間は令和7年4月1日から令和37年3月31日までの30年間とするということでございます。 色々聞いてまいりましたが、自分とこの地面を、今言った駐車場とか新しい事務所とか工場をちょっと作りたいとかいう思いでございます。特に環境面で言いますと、その地面の周り全部〇〇さんの地面になっています。この約1反余りの田んぼを使用したいという思いでございますので、許可また了承をお願いいたしたいと思っております。
会長	ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	質問が無いようですので、受付番号12番について、事務局より説明をお願いします。

事務局	受付番号12番は、賃貸借権の設定ということで、賃貸人が〇〇さん外4名で賃借人が〇〇さんです。対象の農地は7筆で合計面積が22,566㎡となっており、砂利採取のため一時転用を行おうとするものです。位置図については、37ページから44ページをご覧ください。 この申請は、農地法の運用通知で規定されております、『一時転用』という許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。 以上です。
会長	はい、この件について、〇〇地区担当の〇〇委員さんから、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	この場所は、砂利を採取するところございまして、合計22,566㎡の砂利を採取したいということでございます。 以前から土壌の改良をしたいという目的で希望されていまして、ようやく順番が回ってきたということで、〇〇さんをお願いしたということでございます。一方、〇〇さんも砂利の需要に応えるために、申請地の砂利採取と合致しましたと。 期間は今年の2月1日から令和9年の1月31日まで、一時転用として、期間内に埋め戻し現状復帰をします、当該農地を返還しますということでございます。尚、農地の整備、作付けに支障が無いようにしますよということでございます。隣接地の所有者、当該地区の営農組合、隣接地区の営農組合、区長、生産組合長及び土地改良区の許可等は、一応取ってございます。報告を終わります。
会長	はい、ありがとうございました。ただいまの件について、ご質問ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、議案第25号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第25号については「承認」といたします。 続きまして、議案第26号「農用地利用集積等促進計画の制定について」事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第26号の「農用地利用集積等促進計画の制定について」ご説明いたします。 5ページをご覧ください。富山県農林水産公社より農地利利用集積等促進計画の制定について諮問がありました。 内訳につきましては、6ページの利用権設定集計にありますように、「10年以上」の利用権設定が4件で、合計面積が31,720㎡であり、すべて新規となっております。「6年以上10年未満」の利用権設定が1件で、面積が782㎡であり、新規となっております。「3年以上6年未満」、「1年以上3年未満」の利用権設定はありません。 申請の内容は7ページから8ページに記載のとおりです。 別紙に配分先一覧をお配りしておりますので、ご参考としてください。 これらについては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えております。以上です。
会長	それでは、ただいまの件についてですけれども、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第26号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第26号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 9～12ページ 2) 業務報告・予定 13ページ 3) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。

会長	無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。 これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さんよりお願いいたします。
職務代理	改めまして、明けましておめでとうございます。昨年度は総会を皆さんの協力の下スムーズにできました。改めて感謝します。また今年度も総会をスムーズに行えるよう協力の程、お願いしたいと思います。 これにて総会を終了します。
会長	どうもありがとうございました。
－1月総会終了－	

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和 7 年 1 月 10 日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員

1 番 田 悟 敏 子

20 番 山 口 誠 一